

厚木市企業立地サポート事業

1. 固定資産税等の免除・軽減、企業立地奨励金

【対象地域】

【特定誘致地区】厚木市が指定する8つの業務施設集積地区

1. 東名厚木IC周辺地区
2. 本厚木駅周辺地区
3. 森の里及び周辺地区
4. 内陸工業団地
5. 厚木流通団地
6. 酒井土地区画整理事業用地
7. 長谷厚木流通センター周辺地区
8. 尼寺工業団地周辺地区

【一般誘致地区】次のいずれかを満たす上記以外の地区

1. 市内で3年以上継続して事業を行っている
2. 立地する土地の敷地面積が3,000m²以上（情報通信業は1,000m²以上）である

【適用要件】

市内への新たな立地、既存企業の市内での事業所の新設・移設・増設（2026年3月31日までに事業を開始することが必要）。立地日の6か月前までに企業立地計画書、立地日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

【対象企業】

- ・製造業
- ・情報通信業
- ・卸売・小売業（東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限る）
- ・自然科学研究所

【投下資本額】

- ・大企業：製造業、自然科学研究所は3億円以上、情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上
- ・中小企業：5,000万円以上
- ・小規模企業：3,000万円以上

【固定資産税等の軽減内容】

【特定誘致地区】固定資産税・都市計画税を2年間にわたり免除、3年間は1/5に軽減（戦略産業※は5年間にわたり免除）

【一般誘致地区】固定資産税・都市計画税を5年間にわたり1/5に軽減

※戦略産業については次項を参照

【企業立地奨励金の支援内容】

・中小企業や小規模企業が立地する際にかかる投下資本額の10%相当額を5,000万円を上限として交付します。

2. 戦略産業奨励金

【対象地域】

市内全域

【適用要件】

市内への新たな立地、既存企業の市内での事業所の新設・移設・増設（2026年3月31日までに事業を開始することが必要）。立地日の6か月前までに企業立地計画書、立地日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

【対象企業】

- ・戦略産業（環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圏を有する小売業、情報関連の製造業）

【投下資本額】

- ・大企業：製造業、自然科学研究所は3億円以上、情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上
- ・中小企業：5,000万円以上
- ・小規模企業：3,000万円以上

【戦略産業奨励金の支援内容】

大企業：立地に係る投下資本額の3%相当額を1億円を上限に交付

中小企業・小規模企業：立地に係る投下資本額の13%相当額を5,000万円を上限に交付

3. ロボット産業奨励金

【対象地域】

市内全域

【対象企業】

- ・ロボット産業に該当する立地をした企業

【支援内容】

大企業：500万円 中小企業・小規模企業：250万円（企業立地奨励金または戦略産業奨励金と併用可）

立地日の6か月前までに企業立地計画書、立地日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

4. 本社機能奨励金

【対象地域】

市内全域

【対象企業】

- ・立地に伴い、新たに本社機能を備えた企業

【支援内容】

大企業：500万円 中小企業・小規模企業：250万円（企業立地奨励金または戦略産業奨励金と併用可、1企業につき1回のみ交付）

既に市内に本社機能を有している場合は対象になりません。

立地日の6か月前までに企業立地計画書、立地日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

5. 雇用奨励金

【対象地域】

市内全域

【対象企業】

- ・条例適用企業

【適用要件】

・製造業、自然科学研究所 大企業：15人以上、中小企業・小規模企業：1人以上

・情報通信業、卸売・小売業 大企業：5人以上、中小企業・小規模企業：1人以上

立地日の前後3か月以内に新たに市民を雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象です。

立地日から起算して1年3か月を経過した日以後、2か月以内の申請が必要です。

【支援内容】 正規社員：40万円、正規以外の常時雇用者：20万円（障がい者または高齢者の場合は10万円加算）

6. 産業用地創出奨励金

【対象地域】

特定誘致地区、一般誘致地区(準工業地域、工業地域、工業専用地域に限る)

【対象者】

条例適用企業等に3,000m²以上の土地を売却または事業用定期借地権を設定した土地所有者(市内に移転した場合に限る)

【適用要件】

・3,000m²以上の産業用地を新たに売却した場合
・3,000m²以上の産業用地を引き続き賃貸した場合
立地日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

【支援内容】

前年度の土地に係る固定資産税・都市計画税相当額を交付

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (厚木市工場立地に関する準則を定める条例)

工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等について、条例により次の地域で緩和しています。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域、準工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域、準工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上

問合せ

厚木市産業文化スポーツ部産業振興課 (046)225-2831